

令和3年第9回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年9月6日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時20分

2. 場 所 東区役所3階第4・第5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	梶山 正治
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明(欠席)	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

16番 山縣 由明

6. 議事録署名者

6番 梶山 正治 7番 伊藤 信彦

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 大畦 裕之 事務局次長 石原 健二
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 有馬 隆幸
技 師 森下 まゆ

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

(5) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用許可取消の専決処理について
- (6) 農地転用届出撤回の専決処理について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和4年度広島市農政に関する意見書について（案）

・その他

- (1) 令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会について
- (2) 令和3年度第3回地区協議会の延期について
- (3) 令和3年9月の現地調査日程について
- (4) “ひろしま活力農業” 経営者育成研修 令和4年度研修生募集について
- (5) 農業委員会の概要（令和3年）について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和３年第９回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席者は１６番、山縣委員です。出席者が過半数に達しており、総会は成立します。

会議に入る前に、本日の議事録署名者を指名します。

６番、梶山正治委員、７番、伊藤委員にお願いします。

それでは、審議に入ります。

議案第１号、「農地法第３条の規定による許可申請」について、８件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第１号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第３条の許可申請８件について説明します。

議案の３ページ、４ページをご覧ください。

１番は、譲渡人との間で使用貸借権を設定している申請地を譲り受けるものです。

２番から４番、６番及び８番は農地を譲り受け、または借り受けて新規に就農するものです。２番は柚子を、３番及び４番は玉ネギ、白菜、ジャガイモなどの露地野菜を、６番はジャガイモ、玉ねぎなどの露地野菜を、８番は根菜類や果菜類などの露地野菜を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

５番及び７番は、経営規模拡大のため、申請地を取得するものです。

申請地は、農地法第３条第２項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第１号の説明を終わります。

議 長

議案第１号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。１番、溝口委員。

溝口委員

５番の溝口です。

去る８月１９日に福島委員、事務局職員２名で現地調査を行いました。適正に管理されており、問題ないと思います。

議 長

２番、谷口委員

谷口委員

14番の谷口です。

8月20日に河野信義委員、事務局職員と現地調査を行いました。譲渡人は高齢の為耕作及び保全管理が出来ない状態でありましたが、譲受人が果樹栽培をしたいと長年農地を探しておられ、今回所有権の移転に合意されました。申請地は花木団地に隣接する土地で、周囲に影響は無いと思われ、異議はございません。

議 長

3番から5番、河野芳徳委員

河野芳徳委員

15番の河野です。

8月16日に山縣委員、事務局職員と現地を調査いたしました。3番、4番は事務局の説明でもありましたように、新規就農ということで露地野菜を植えられるということです。

5番に関しては経営規模の拡大ということで問題は無いものと思います。

議 長

6番、7番は山縣委員ですが、本日は欠席です。意見は事務局に伝えているという事ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

山縣委員の意見につきまして、事務局から代わりに説明いたします。

6番につきましては、8月16日私と河野芳徳委員及び事務局職員2名で現地調査しました。

現地は農地として管理されています。

譲受人が、新規就農のため譲渡人から譲り受け露地野菜を栽培しようとするものです。

周辺農地に被害は生じないと認められ、下限面積の1,000㎡もクリアーしており、許可相当と認めます。

続いて7番につきましては、6番と同じ日時に同じメンバーで現地調査しました。現地は休耕地となっています。

譲受人が、譲渡人から譲り受け、所有権を移転し、経営規模を拡大するものです。申請地は山間地で栗を栽培するものです。

周辺農地等に支障はないと認められ、下限面積の1,000㎡もクリアーしており、許可相当と認めます。

議 長

8 番、奥田委員

奥田委員

1 8 番の奥田です。

8 月 1 9 日、児玉委員、事務局職員の方と現地調査をいたしました。

譲渡人は高齢のため、耕作が困難ということで、ご近所にお住まいの譲受人夫婦に使用貸借され耕作する案件ですが、現地は非常に丁寧に耕作されており、問題はありませんでした。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、8 件を許可することに決定します。

続きまして、議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請」について 2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第 2 号、所有者自らによる転用に関する農地法第 4 条の許可申請の 2 件について説明します。

議案の 5 ページをご覧ください。

1 番は、広島県施行の三篠川改修事業により、住宅の立ち退きを求められたため、申請地に住宅を建築しようとするものです。

申請地は、平成 8 年度から平成 1 6 年度に実施された白木町見張地区の農村活性化住環境整備事業により設定された非農用地区域で、農地区分は、立地基準の「2 の(1) のイ 土地改良法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、(ア)の b 区画整理事業及び(イ)の a 国又は地方公共団体が行う事業に該当するため、第 1 種農地であり、その許可方針は、「原則として許可しない。」となっていますが、ただし書きの「クの(オ) 土地改良法第 7 条第 4 項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当するものと思われます。

2番は、これも広島県施行の三篠川改修事業により、住宅・倉庫等の立ち退きを求められたため、申請地に住宅・倉庫等を建築しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番の案件は本総会で承認されますと、9月17日に開催される広島県農業会議の第6回常設審議委員会へ意見聴取ののち、「異議なし」の答申を得て、農業委員会の会長名で許可することとなります。

また2番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年8月25日にされ、農振農用地から除外されているので農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、2番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。

1番は、令和3年8月20日に事務局職員と現地調査を行いました。

現況は畑として適正に管理されておりました。平成30年7月豪雨災害による災害復旧工事のため自己所有の農地の転用です。平屋建て一棟を建築し、あとは庭敷とするという申請で、住宅を新築することによる隣接農地への耕作等の被害は無く、異議はありません。

2番は、令和3年3月11日に事務局職員2名と現地を調査しております。同年8月20日に現地を許可申請のため、再度現地調査を行いました。申請地は適正に管理されておりました。この案件も広島県の河川改修工事に伴う住居の立ち退きによる申請でございまして、移転先として、これも自己所有の農地で、木造2階建て住宅1棟、農機具倉庫1棟、物置等1棟、カーポート1棟、これは乗用車2台を入れるという申請で、近隣には水稻の耕作もされていますが、また日照も良く、ここの辺りには太陽光発電施設も点在しておりまして、移転することによる耕作への影響は無いものと思われ、異議はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2番を許可することに決定いたします。

1番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請」についてでございますが、議案番号の1番は〇〇委員が代表取締役を務める法人に関する案件です。

農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、初めに議案番号1番を除く5件を上程します。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請のうち議案番号1番を除く5件について、説明いたします。

説明に先立ち、議案の訂正がございます。議案番号1番の転用面積ですが、議案では1,140㎡の内824㎡とございますが、正しくは821.9㎡となります。こちらの方に修正をお願いします。また、これに伴い、合計面積が5,897㎡と右上の方に記載されておりますが、こちら、5,894.90㎡となりますので、併せて修正の方お願いいたします。

それでは議案の6ページ、7ページをご覧ください。

2番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接する工場への進入路の拡張及び資材置場として整備し、譲受人が会長を務める法人に使用貸借しようとするものです。

3番は宅地への転用事案で、広島県施行の三篠川改修事業による住居移転に伴い、近隣の申請地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。

4番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、駐車場及び資材置場として利用するものです。

5番は宅地への転用事案で、建設業を営む譲受人が申請地を譲り受け、建売住宅1棟を建築しようとするものです。なお申請地は元々今回とは別の法人が建売住宅2棟を建築する目的で、令和元年8月1日付で農用地区域から除外したのですが、2筆に分筆し、一方は個人が令和元年10月8日付で農地法第5条の許可を受け、住宅1棟を建築済みです。

6番は雑種地への転用事案で、不動産業を営む譲受人が、申請地を借り受け、駐車

場及び資材置場に整備した後に、運送業者に賃貸しようとするものです。

申請地は全て、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

また、2番から4番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年8月25日付でされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

4番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

6番を除く案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

6番の案件は、転用面積が30アールを超えるため、本総会で承認されますと、9月17日（金）に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第3号の議案番号1番を除く5件の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺い致します。2番から4番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。

2番は令和3年3月17日に事務局職員と現地の調査を行いました。現在農地は休耕中です。譲渡人は区外に居住しており、農地の管理ができないことから隣接地の譲受人である法人に譲渡し、敷地内の進入路及び資材置場として利用しようとする申請です。申請地は県道に面しており周囲に耕作農地は無く、問題ありません。

3番は令和3年3月17日に同じく事務局職員とで現地の調査を行いました。現況は休耕中で、適正に除草管理はされていました。この譲受人は広島県の河川改修のため、立ち退きの要請があり、その代替地として譲渡人より譲り受ける申請です。譲渡人は相続により取得したが、現在現地には居住しておらず、管理が困難なこともあり、譲り渡す案件です。

住宅は1棟平屋建てで、乗用車2台分とあとは庭敷として使用します。先ほどの議案第2号の2番と同地区であり、近隣は水稻の耕作をされていますが、日照も良好で問題は無いと思います。

4番は令和3年3月17日に事務局職員と現地の調査を行いました。調査時点では3トントラック1台とテントが1張立ててありました。先ほど事務局から説明がありましたように、始末書を添付されています。申請地を駐車場及び

資材置場として利用する案件で、隣接農地は遊休化した農地であり問題は無いと思います。

議 長

5 番は山縣委員ですが、本日は欠席です。意見は事務局に伝えているという事ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

山縣委員の意見につきまして、事務局から代わりに説明いたします。

5 番につきましては、8 月 16 日に私と河野芳徳委員及び事務局職員 2 名で現地調査しました。

申請地は休耕地となっています。

譲渡人が建築業者に所有権移転し建売住宅を建築しようとするものです。

排水及び周辺農地等に支障はないものと認められ、農振農用地は除外済みであり、許可相当と認めます。

議 長

6 番、奥田委員

奥田委員

18 番の奥田です。

8 月 19 日、事務局職員 2 名と現地調査を行いました。譲渡人は高齢に伴い耕作が困難になったということで、今回転用の申請をするものです。面積は 4,000 m² 余りで、梶毛ダム下流の県道を挟んで両側に所在する土地で、トラックの駐車場と従業員の駐車場と資材置場というものです。転用による近隣の農地や住宅等への影響は無いものと思われ、許可相当と思われます。

議 長

それでは、その他、ご意見、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、2 番から 5 番の 4 件を許可することに決定いたします。

6 番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案番号 1 番の案件に入ります。

〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、議案第 3 号の議案番号 1 番の 1 件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第 3 号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第 5 条の規定による許可申請の議案番号 1 番について、説明いたします。

議案の 6 ページをご覧ください。

1 番は雑種地への一時転用事案で、申請地を借り受け、栄堂川支流の河川改修工事を行うための資材置場として利用しようとするものです。転用期間は許可日から 4 か月間となっています。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第 2 種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1 番の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第 3 号の議案番号 1 番の説明を終わります。

議 長

議案番号 1 番について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1 番、岩重委員。

岩重委員

8 番の岩重です。

1 番の案件は、8 月 27 日に事務局 2 名と現地確認をしています。申請地は休耕地でした。一時転用されて、使用後は元に戻すということなので、問題はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案番号 1 番を許可することに決定します。

〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

議 長

〇〇委員、議案第 3 号の議案番号 1 番について案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第 4 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明申請」について 4 件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第 4 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請の 4 件について、説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則 20 年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、

- ① 被相続人が農業を営んでいたか
- ② 相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか
- ③ 申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているか（耕作しているか）

などを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の 8 ページをご覧ください。

今回、4 件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。

この申請につきましては、先ほど申し上げました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

議 長

議案第 4 号について、事務局の説明が終わりました。1 番、2 番について、

担当である私から説明いたします。

1 番は、8 月 1 7 日に、事務局 2 名、溝口委員は 3 条許可の案件があり、一緒に現地を確認しました。適正に管理されていると思われ、問題は無いと思います。

2 番は、8 月 1 1 日に事務局 2 名と現地を確認したところ、適正に管理されていました。問題は無いと思います。

3 番、溝口委員。

溝口委員

5 番の溝口です。

3 番の案件ですが、去る 8 月 1 9 日、事務局職員 2 名、福島委員は 3 条許可の案件があり、一緒に現地を確認しました。きれいに管理されており、問題は無いと思われます。

議 長

4 番、佐藤委員

佐藤委員

1 0 番の佐藤です。

8 月 2 0 日に事務局の方と現地を確認しましたが、適切に管理されており、問題は無いと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第 5 号、「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取」について 1 件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取の、1件について説明します。

令和3年8月12日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。

第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。

第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。

第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていること。となっています。

なお、御存じのとおり、農業委員会法第8条の規定により、農業委員は、認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないとされております。

それでは、議案の9ページをご覧ください。

農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、10ページから14ページをご覧ください。

1番の申請者は、昭和49年から就農しており、現在は、ビニールハウスで青ネギ、コマツナ、ミズナ、シュンギク、スイートコーン等の野菜を栽培しています。今後は、青ネギの優良品種の導入の検討や、パソコンを用いた経営分析によるコスト削減に取り組むとともに、作業環境の改善や福利厚生の実施、特定技能実習生の増加と長期雇用による業務熟度の向上などにより、年間労働時間2,000時間、年間所得2,832万円を目指す計画を立て、この度法人化に伴い、新規で認定を受けるものです。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議長

議案第5号の1件について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。

この案件は8月27日に、奥推進委員と申請者である法人を訪問しお話を伺いました。申請者は令和3年4月9日、株式会社の法人を設立しました。代表者、取締役3名、監査1名で構成されています。経営は法人化前とほぼ同じで、常時雇用者14名、実習生15名で、ビニールハウス123棟、水稻を含む約13.6ヘクタールの農地を利用して、主にビニールハウスでの青ネギ、コ

マツナ、シュンギク等の葉物野菜を市場出荷中心で栽培されています。また、朝採りトウモロコシを出荷するなどの付加価値の付けた出荷もされています。経営改善について冬場の低温障害に耐用できる優良品種の導入、土壌改良により生産安定、福利厚生の実、パソコンを活用した経営分析、特定技能実習生を増やし、長期滞在ができるようにしての業務の熟度を高める、などを挙げられています。また地元からの要望があれば、農地の借り受けをして、経営規模拡大とともに、耕作放棄地を増やさないようにしていきたいとも話されました。地元としても、今後とも申請者を応援していきたいと思っており、この計画について問題はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を「意見なし」と市長に回答することに決定します。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。

報告第1号から第6号の専決処理について、72件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

報告第1号から第6号までの専決処理 について、説明します。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（15ページ、16ページ）の13件、及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（17ページから23ページ）の42件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号 非農地証明申請（24ページ）の6件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出（25ページ）の9件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号 農地転用許可取消（26ページ）の1件、及び報告第6号 農地転用届出撤回（27ページ）の1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

議 長

報告第1号から第6号まで説明がございましたが、何か質問がございますか。

（委員：質問なし）

議 長

質問がないようなので、報告事項を終了致します。

続きまして、議事日程5の、「農政に係る審議事項」の議題に入ります。

はじめに、「令和4年度広島市農政に関する意見書」について事務局に説明をお願いします。

事務局（森下技師）

配布資料の1ページをご覧ください。広島市農政に関する意見書（案）についてです。先月の総会で承認を得られました案をもとに、意見書の形式に整えて、提案させていただくものです。

先月の総会から、変更した点は、3つ目の項目の「有害鳥獣対策の強化について」です。3段落目に、「生息密度を下げるための捕獲を進める」という表現をしていたのを「抜本的な対策を進める」という言葉に変更して、意味合いを強めております。

今年度はこの案で最終決定をはかりたいと思います。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

それでは、令和4年度広島市農政に関する意見書の案については、この内容としてよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

それでは、この意見書を農業委員会法第38条の規定に基づく意見とし、市長へ提出することにします。

続きまして、意見書提出の日程、出席者についてです。配布資料の5ページ

をお開きください。

市長への意見書提出は、令和3年10月28日（木）10時30分、議長への要請は同日の11時30分からです。

出席者については、地区協議会毎に会長、副会長が今年と来年で交互に出席することとしておりますので、今年度は、旧市は副会長の平川推進委員、安佐南区は会長の浅元推進委員、白木・高陽は副会長の奥推進委員、可部・安佐は会長の沼田委員、安芸区は伊崎副会長の代理で会長の河野芳徳委員、佐伯区は会長の吉田委員とします。よろしくお願いします。

続きまして、議事日程6の「その他」事項に入ります。

事務局から報告をお願いします。

事務局（森下技師）

配布資料の7ページ、資料2をお開きください。

令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会についてです。今回農業会議より通知がありましたのでお知らせいたします。

これの2番の開催日時及び開催場所をご覧ください。3ブロックに分かれていますが、広島市が該当しているのは、ブロックの一番上の10月4日（月）13時から、中区のJMSアステールプラザ、去年と同じところです、で開催予定です。

6番の研修内容をご覧ください。（1）農業委員会を取り巻く情勢について、（2）地域の農地の利活用について、（3）農業者年金の加入推進について（4）収入保険について、研修を予定しております。

参加を希望される委員の方は15日（水）までに事務局までご連絡をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

広島県農業会議より、今年度の農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会について通知がありましたのでお知らせいたします。

配布資料の7ページ、資料2をご覧ください。

2の開催日時及び開催場所をご覧ください。

広島市は10月4日（月）13時から、中区のJMSアステールプラザで開催予定です。

5の研修内容について、（1）農業委員会を取り巻く情勢について、（2）地域の農地の利活用について、（3）農業者年金の加入推進について（4）収入保険について、予定さえております。

参加を希望される委員は15日（水）までに事務局までご連絡をお願いいたします。

続きまして、配布資料はないのですが、第3回地区協議会についてです。

この度、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が8月27日から9月12日まで発令されていることから、第3回の地区協議会については、現在延期とさせていただきます。

国や県の動向を見つつ、また、見通しが立つ時期を見計らって、日程調整等、改め

てお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局（有馬主査）

令和3年9月の現地調査日程について、説明します。

資料の8ページをご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は、9月15日（水）です。

現地調査の日程調整は、現地調査の開始日時、集合場所等について許可申請の状況を勘案した上で、15日の夕方、17時15分から18時頃に電話で調整させていただきます。

現地調査日程につきましては、第1日目は9月16日（木）で午前旧市、午後安芸区、第2日目は9月17日（金）で午前安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区となります。第3日目は9月21日（火）で午前安佐南区、午後佐伯区となります。

許可申請の状況により、開始時間の調整をいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局（森下技師）

別紙カラー刷りのチラシをご覧ください。

広島市農林水産振興センターより、令和4年度ひろしま活力農業研修生募集について依頼がありましたのでお知らせするものです。

ページ中ほどは活力事業についての紹介と申込書が閉じこまれております。

変わっているところとしましては、左ページ、項目3番の研修品目のところが基本的にコマツナやホウレンソウなどの葉物野菜を中心にしつつ、ピーマンなど果菜類の栽培技術を研修で行うということです。

裏側の募集概要についてご覧ください。今年募集しているのは1人の予定です。あと変わったところと言いますと、小学校区への定住要件がなくなっております。

裏側をご覧ください。今年の募集は1人で、小学校区への定住要件がなくなりました。また、葉物野菜以外に、ピーマン等の果菜類の栽培研修も予定しているとのこと。

もし興味がありそうな人がいましたら、振興センターへご案内いただくようお願いいたします。

事務局（有馬主査）

令和2年度の実績を基に農業委員会の概要を改定しました。お手元に最新版をお配りしていますので、今後の業務の参考にしていただければと思います。

なお、農地利用最適化推進委員には次回の地区協議会で配布予定です。

その他、庁内関係機関、具体的には農政課、農林振興センター、各区の農林課等ですが、その他、広島県就農支援課、広島県農業会議にも配布する予定です。

以上で議事日程6「その他」の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

これで令和3年第9回総会を終了しますが、その他全体的にご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

次回の総会は、令和3年10月5日(火)午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定ですが、選挙の関係で会場が東区地域福祉センター3階大会議室1・2になる場合もありますので、今月下旬に送付される次回総会の開催案内で会場をご確認いただきますよう、お願いします。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

長時間にわたり、お疲れでございました。今月の12日までコロナの非常事態宣言が出ております。なかなか解除となるのは厳しいような状況ではありますが、皆さんもコロナに気を付けていただきたいと思います。

それと、先週末から、白木地区でもコシヒカリの稲刈りが始まっております。去年はウンカでかなり被害を受けておりましたが、今年被害は無いようです。

早々に、土日にかけてコンバインが動いておりましたが、稲作されている方は、特に機械を入れていきますので、怪我の無いようにしていただけたらと思います。

本日はどうもお疲れでございました。